

**「浦安市子育て支援総合計画」
平成 17 年度進捗状況報告書**

浦安市保健福祉部子育て家庭課

1. はじめに

浦安市では、「未来を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長することができ、また誰もが安心して子どもをうみ育てられるまち」を目指して、平成17年3月に策定した「浦安市子育て支援総合計画」に掲載の120の計画事業を中心とした子育て支援策を推進しています。

「浦安市子育て支援総合計画」は、平成17年度～21年度を計画年度とし、浦安市における子育て支援策及び次世代育成支援を推進するために策定された計画ですが、同時に、次世代育成支援対策法(平成15年法律第120号)第8条に規定する「市町村行動計画」として位置づけられています。

「市町村行動計画」については、毎年、計画事業等の実施状況を把握し、公表することが義務づけられていることから、平成17年度に浦安市でも、「浦安市子育て支援総合計画推進協議会」を設置し、住民代表や学識経験者、関係機関の代表者とともに、計画状況の把握・点検を行いました。協議会で審議されました平成17年度の計画の進捗状況について、本報告書及び「広報うらやす」、浦安市ホームページで、公表します。

2. 浦安市の子どもをとりまく現状について

平成17年に実施された国勢調査の速報値において、市の人口は全国1位の増加率となりました。

転入等による市の人口の増加に伴い、子どもの数は増加している一方、一人の女性が生涯を通じてうむ子どもの数をあらかず合計特殊出生率は、平成16年度には1.14となり、全国(1.29)及び千葉県(1.22)の数値を下回っています。

つまり、市の人口増加の大きな要因は、社会増(転入等による人口増加)であり、自然増(子どもが生まれることによる人口増加)は横ばいであり、人口増加の一方で、市内でも着実に少子化は進行しています。

3. 「子育て支援総合計画」掲載事業の進捗状況について

平成17年度の計画事業の進捗状況について、主なものを紹介します。

保育園・児童育成クラブの計画的整備

住宅開発による人口の増加や女性の社会進出、勤労形態の多様化等に伴い、年々入所希望者が増加している保育園及び児童育成クラブについては、整備を進め、新設等により定員の拡大を図りました。

(1) 保育園については、平成 17 年 4 月にふたば保育園を開園しました。また、平成 18 年 4 月に入船北保育園、しおかぜ保育園、ポピンズナーサリー新浦安の 3 園を開園し、これにより、保育園は 15 園、定員 1,870 名になりました。

(2) 昼間、保護者が留守になる家庭の児童等を対象に放課後等に保育を行う児童育成クラブにつきましては、平成 17 年 4 月に日の出南小学校地区と東小学校地区北栄分室の 2 施設を開所しました。また、平成 18 年 4 月の明海南小学校・高洲北小学校の開校にあわせ、学校敷地内に 2 クラブを建設しました。これにより、市内の児童育成クラブは 16 クラブ (18 施設)、定員 1,430 名となりました。

いろいろな保育サービスを提供しています。

保育園では、個々のニーズに対応できるよう、多様な保育サービスの提供を行い、保育内容の充実を図っています。

(1) 一時保育の充実

原則として通常お子さんを家庭で保育している世帯で、一時的に昼間子どもの面倒を見ることが出来ないとき、認可保育園で保育を行う一時保育の拡充を進めました。平成 18 年 4 月開園のしおかぜ保育園、ポピンズナーサリー新浦安での保育開始により、市内では、5 園での実施となりました。一日の利用定員は、各園おおむね 10 名です。

(2) 延長保育の拡充

これまでも、認可保育園で早朝及び夕方に実施し、利用者の多かった延長保育のさらなる充実を図りました。平成 18 年度からは、各園で午後 7 時まで実施するとともに、4 月開園のしおかぜ保育園、ポピンズナーサリー新浦安の 2 園では、午後 7 時以降の対応も実施しています。詳しくは、各園にお問い合わせください。

(3) 乳幼児健康支援一時預かり(病後児保育)の拡充

病気回復期のため、集団保育が困難な生後 57 日目から小学校 3 年生までの乳幼児の一時預かりの充実を図りました。平成 18 年 6 月からのポピンズナーサリー新浦安での開始により、浦安中央病院とあわせて 2 カ所での実施となります。

地域の子育て支援を充実しました。就労している家庭だけでなく、すべての子育て家庭を対象とした身近な地域での子育て支援サービスを展開を図りました。

(1) 身近な地域子育て支援の場が増えました。

子どもと保護者が自由に遊び、交流するための場を提供し、子育てについての相談や情報提供を行う地域子育て支援センターの新規開設準備を進め、平成 18 年 4 月に、入船北保育園、しおかぜ保育園、ポピンズナーサリー新浦安に開設しました。

(2) 幼稚園子育てすこやか広場がより充実します。

市立幼稚園を、地域の親子のふれあいや情報交換の場として開放する子育てすこやか広場の内容の充実を図りました。平成 18 年度からは、保育カウンセラーを各園に派遣し、個別の相談等の場が各地域に広がります。

児童虐待防止のための体制を強化しました。

子どもたちの人権を守り、健全な育成を支援するため、虐待防止ネットワーク会議の充実を図るとともに、研修等を実施しました。また、平成 17 年度より、児童相談所の役割の一部が市町村に移行したことに伴い、虐待を受けた児童に限らず、非行等の児童についても、要保護児童として市が対応の役割を担うことになりました。こども家庭支援センターを中心に、県の児童相談所など関係機関との連携をとって支援を進めています。

団体生活や交流を通じて、青少年の健全育成を図る場が増えました。

(1) 小中学校及び高等学校、青少年団体等が利用できる研修施設として、青少年交流活動センター(うら・らめ～る)が、平成 17 年 12 月に日の出地区にオープンしました。

(2) 芸術・音楽・文化等を通じて、青少年がさまざまな活動に参加し、成果を発表できる場である新浦安カルチャープラザの開設準備を進め、平成 18 年 4 月に新浦安駅前プラザマーレ内にオープンしました。

4 . 平成 18 年度の事業予定について

今年度も、身近な地域で安心して子育てできる環境づくりを進めていきます。

児童育成クラブの整備を、さらに進めます。

入船南小学校地区児童育成クラブの建設、北部小学校地区・南小学校地区児童育成クラブ分室の整備、浦安小学校地区児童育成クラブの増築を進め、市内の児童育成クラブは、17 クラブ(21 施設)となります。

子どもたちを犯罪から守る取り組みを、さらに進めます。

今年度は、学校等の防犯対策として、各小学校に警備員を配置するとともに、幼稚園・保育園・児童育成クラブには、モニター付きインターフォンを設置します。また、小学校全児童に防犯ブザーを配布するとともに、地域や P T A 等との連携のもと、パトロールを強化し、地域ぐるみの防犯対策に取り組みます。

子どもたちの活動拠点づくりに関する検討をはじめます。

学校施設の開放や児童館等のすべての子どもが自由に遊び、集うことができる新しい活動拠点づくりについて、検討をはじめます。

ひとりひとりの教育ニーズに合わせた指導や支援を展開します。

これまでの就学支援事業を「まなびサポート事業」に名称変更し、保護者が安心して相談できる場の充実を進めます。

子育て短期支援(ショートステイ)事業を開始します。

保護者の疾病や出産、看護、冠婚葬祭、出張等の一時的な理由により、家庭での育児が困難になった児童を対象に、施設での短期預かりを行います。

5. 「浦安市子育て支援総合計画」の推進体制について

「浦安市子育て支援総合計画」の推進と計画の進捗状況を把握・点検するため、浦安市子育て支援総合計画推進協議会を設置しています。平成18年2月に開催した会議では、計画事業の進捗状況や市の子育て支援の現状、市内企業の次世代育成支援対策などについて審議しました。

協議会委員より、会議で寄せられた主な意見は、下記のとおりです。

- ・ これから設置する保育園・幼稚園と児童育成クラブの門扉やフェンスについては、防犯性を高め、安全なものを設置してほしい。
- ・ 地域に子育て情報提供や育児支援を行うNPO団体等が生まれ、頼もしく思う。
- ・ 保育園の施設整備など施設面の整備に並行して、在宅で子育て支援をしている母親への支援も充実させてほしい。

また、このような質問が寄せられました。

Q: 「こども家庭支援センター」と「子育て支援センター」はどう違うのでしょうか。

A: ・ こども家庭支援センターは、総合福祉センター2階にあり、地域で安心して子育てができる環境づくり、児童虐待の防止強化などを目的に、子どもと家庭に関するさまざまな問題に、総合的に対応するための施設です。また、こども家庭支援センターでは、母子家庭や婦人問題に関する相談や支援事業も行っています。

・ 子育て支援センターは、集合事務所3階にあり、子どもの健全な育成と子育て支援を目的に、親子が自由に遊び、交流できる場として、また子育てに関する相談・情報提供の場として、海園の街保育園、浦安駅前保育園、入船北保育園、しおかぜ保育園、ポピンズナーサリー新浦安に開設しています。

Q:例えば、「病気のため、家事や育児を助けてほしい」というとき、事業がいろいろあって、どこに頼めばいいのか分かりません

A:市で提供しているサービスには、下記のようなものがあります。詳しい利用要件や内容につきましては、直接お問い合わせください。

【エンゼルヘルパー派遣サービス】 こども家庭支援センター 700-6204

市内在住の就学前のお子さんがいるご家庭を対象に、保護者が出産や病気などで、一時的に家事や育児が出来ないとき、周りからの支援が十分に見込めないご家庭にヘルパーを派遣し、サポートします。

【一時保育】 問い合わせは、各保育園へ

原則として、市内在住で生後4カ月から就学前までの児童を、通常、家庭で保育している世帯を対象に、パート(週3日程度)、保護者の入院・通院などのために、一時的に家庭で子どもの保育が出来なくなった場合に、保育園を短期利用できます。東野保育園、高洲保育園、浦安駅前保育園、しおかぜ保育園、ポピンズナーサリー新浦安で行っています。

【子育て短期支援事業(ショートステイ事業)】 子育て家庭課 351-1111

保護者が、出産や疾病又は仕事等のため、一時的に家庭における養育が困難である場合に、児童養護施設において養育と保護をします。

【うらやす・ファミリー・サポートセンター】 社会福祉協議会内 700-6601

仕事の都合で保育園などの送り迎えができないとき、病院へ行くとき、急用が出来たとき等に、育児のサポートを行います。対象は、原則として生後4ヶ月以上小学校6年生までのお子さんをお持ちの方で、市内に在住又は在勤の方です。(登録が必要です)

なお、ファミリー・サポートセンターは、育児の手助けをほしい人(おねがい会員)、子育てのお手伝いをしたい人(まかせて会員)、手助けもしてもらおうが、時にはお手伝いも可能な人(どっちも会員)で構成される育児を地域で支えあう会員相互組織です。